

平成26年度第5回  
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成27年3月18日（水）午後2時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室

## ■ もくじ ■

1	開会	3
2	議事	3
	(1) 具体的な施策に関する見直しの方向性について	
3	閉会	20

平成26年度第5回札幌市都市景観審議会

- 1 日 時 平成27年3月18日（水）14時00分～15時00分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室
- 3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ7名（巻末参照）  
札幌市：市民まちづくり局都市計画部長  
市民まちづくり局都市計画部地域計画課長  
市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観係長  
市民まちづくり局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 議事  
（1）具体的な施策に関する見直しの方向性について

## 1. 開 会

○事務局（地域計画課長） それでは、定刻でございますので、始めたいと思います。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、委員12名中7名の方がおそろいでございます。札幌市都市景観条例の施行規則に定める定足数を満たしておりますので、ただいまより、平成26年度第5回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局担当の市民まちづくり局都市計画部地域計画課長の稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お手元の資料の確認からお願いいたします。

本日は、各委員のお席に3点ご用意しております。配布資料1として会議次第、配布資料2としてA4判横の座席表、もう一点は、ホチキスどめの説明資料を印刷してご用意しております。

以上の3点ですが、よろしいでしょうか。

続きまして、連絡事項でございます。

小川委員、片山委員、奈良委員、西山委員につきましては、欠席される旨のご連絡を頂戴しております。八木委員につきましては、参加予定ということで伺っておりますので、後ほどおいでいただけるものと思っております。

それでは、早速、議事に入っていただきますが、議事に入りました後は場内の写真撮影はご遠慮いただくことになっております。報道機関の皆様におかれましては、ご協力をよろしくお願いいたします。

では、以降、濱田会長に進行をよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○濱田会長 お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回の議事録は、皆さんのお手元にも確認が来たかと思っております。私たち、各委員がいろいろなことを言った部分を事務局のご担当の方がきちんと受けとめて作業をやっていらっしゃって、私たちは、どちらかというところでしょうかというほうですけれども、実際やられる段階、それから、具体的な施策に落とし込むというところに関してはこれから大変な課題があるかと思いますが、みんなの知恵を寄せ合って、いい形にできればと思っております。今日も、熱心なご討議をよろしくお願いいたします。

それでは、50分程度と限られておりますので、用意いただきました資料に基づいて、今日は具体的な施策に関する見直しの方向性についてです。まさに現場に近い具体のところなので、各委員のご経験、ご見識を生かしながら、いい形になっていけばと思っております。よろしくお願いいたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市景観係長） それでは、本日の議題であります具体的な施策に関する見直

しの方向性について資料のほうを説明させていただきたいと思います。

都市景観係長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

スライドとお手元の資料は同じものでございますので、見えづらい場合はお手元の資料を見ていただきながら確認をいただきたいと思います。説明はスライドを見ながら進めさせていただきます。

まず、スライドの1枚目で、スケジュールの確認をしていきたいと思います。

まず、振り返りまして、平成26年度の見直しの検討スケジュールでございます。

7月の第1回から始まりまして、今回は第5回目となっております。今回、見直しの方向性その1ということで、具体的な施策、届出、普及啓発、景観まちづくり、景観重要建造物等ということでご審議いただきたいと思っております。

また、2月の部分の下に書いていますけれども、市民関係事業者意識調査等ということで実施しております。それぞれ市民アンケート、市民ワークショップ、子どもアンケート、関係事業者アンケートということで、アンケートの収集とワークショップについては終わっているのですけれども、現在、集計、整理を行っているところでございます。その内容については、次回以降の審議会の中でご報告させていただきたいと思っております。

続きまして、次のスライドに行きます。

来年度、平成27年度以降の検討スケジュールをお示ししております。

来年度も全体で5回程度の景観審議会を予定しております。第1回目では、見直しの方向性その2ということで、新計画の構成及び役割分担の案ということで、都市景観基本計画、景観計画についてご説明をし、審議していただきたいと考えております。引き続き、7月から8月にかけて、ここは連続的に2回、3回の審議会を行いまして、新計画の骨子案ということでご審議いただきたいと考えているところでございます。それらを経まして、新計画の案の作成を事務局で進めさせていただき、11月ごろに予定している第4回審議会の中で新計画（案）ということで議論をいただき、それを踏まえて、市民意見、パブリックコメント、そして、都市計画審議会等への意見聴取を経まして、3月ごろに新計画の修正案をお示しし、議論をいただきたいと考えています。そして、平成27年度中に計画を策定するというところで考えているところです。

また、点線で書いてございますけれども、あわせて景観条例も改正するという事になれば、次年度にも、手続上、計画の周知とあわせまして条例改正手続も発生してくると思っておりますので、その場合はその作業が出てくると考えております。

それでは、見直しの方向性ということで説明を進めていきたいと思います。

まずは、届出についてでございます。6ページ目になりますが、見直しの方向性、施策の①届出ということで、まず、論点の部分に関しましては、これまで審議会の中で議論いただきましたものを網羅的に整備したものとなっております。届出の論点については、届出制度のあり方ということで、景観阻害要因の規制と景観上優れたものへの誘導という部分のあり方の再整理というご意見や、建物完成後も継続的に届出や相談をしてもらうよう

な制度、仕組みづくりの検討という論点としてまとめさせていただいております。

また、協議手法については、地域や専門家の声が反映される仕組みの検討や、景観形成の目標や効果・利点を明確にし、届出者の景観に対する理解を高める、また、地域の個性の事前明示という論点を整理しているところでございます。下に行きまして届出対象ということで、こちらについても届出対象の見直しも視野に入れていこうということで論点として整理しております。

また、届出対象の見直しや新たな技術への対応ということで、特に重点区域になりますけれども、こちらについての論点を整理させていただいております。

また、公共事業については景観形成に関する先導性の向上、また、景観協議の仕組みの充実ということで論点をまとめているところでございます。

これらを踏まえまして、見直しのポイント（案）を右にお示ししておりますけれども、こちらで、メリハリのある届出制度へということで書いておりまして、①、②ということで、①のほうでは景観阻害要因の規制ということで、一つ目ですが、景観への配慮の定着度を検証した上で、届出対象等に対する手続の効率化、簡略化の可能性について検討していく、また、次の景観阻害要因として届出対象に追加すべきものがないかも検討していくということでまとめてございます。また、②のほうに行きまして、景観上優れたものへの誘導ということで、特に景観形成上、重要な届出については、専門家等の関与する仕組みの充実も検討していくと整理しております。

続きまして、協議の手がかりとなる情報や方針の充実の検討ということで、景観ガイドライン、景観カルテ、景観重要建造物等（景観資源）を整理、活用できるような形で整理をしているところでございます。このような見直しのポイントということでまとめさせていただいております。

続きまして、見直しの方向性の②普及啓発についてです。

こちらの論点については、取組手法、取組体制、基本的考え方ということで整理してございます。取組手法については、多くの市民や事業者に興味、関心を持ってもらえる事業の実施、コンテンツの開発、また、効果的に連鎖、拡散を生むような情報発信ということで整理しております。

また、取組体制については、市民、事業者、専門家、行政等、各主体の役割の整理、コーディネート仕組みづくりということで論点を整理しております。

そして、基本的考え方ということで、都市景観基本計画等において基本的考え方を整理し、個別の取組を位置付けることで整理しております。

これらを踏まえまして、見直しのポイント（案）ということで、大きく二つに整理しております。

一つは、市民、事業者の自発的活動を促し支援する施策の充実としております。

一つ目で、市民、事業者自らが新たなコンテンツを開発する際の適切な支援や誘導、情報端末の有効活用等により、市民、事業者自らが自発的に情報発信し、共有する仕組みの

充実ということでまとめております。

続いての項目で、個々の自発的な活動を地域の景観まちづくりへ発展させる誘導施策の実施ということで整理しております。これについては、地域の活動に専門家が適切に関与することにより、継続的な活動へ発展させていく仕組みづくりということでポイントを整理しているところでございます。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の山田でございます。

私から、引き続きご説明を差し上げたいと思います。

ページをめくっていただきまして、9ページ、10ページでございます。見直しの方向性について、③景観まちづくりということでございます。

論点は施策①、②と同様ですけれども、前回までに課題と論点ということでお示しのうへご議論いただいたものでございます。景観ガイドライン等の取組ということと、助成金アドバイザー制度と分けて論点という形で整理させていただいております。

まず、景観ガイドライン等の取組についての論点でございますけれども、ガイドラインを担保する制度や届出制度との連携を検討ということや、助成アドバイスと支援方策の検討といったことを挙げさせていただいております。また、下にいきまして、景観まちづくり助成金についてですけれども、持続性、発展性が期待できる取組に対する優先的な支援などを挙げさせていただいております。

また、都市景観アドバイザーにつきましては、景観まちづくりの支援、助言等の派遣の考え方の明確化といったところを挙げさせていただいております。

右側に移りまして、見直しのポイント（案）でございます。

景観まちづくりを支える仕組みの確立ということで、法や条例に基づく既往制度だけではなく、ゆるやかな景観ガイドライン（仮称）の策定や活用の可能性を検討するというところを挙げさせていただきました。

一つ目は、景観ガイドラインを届出制度、景観重要建造物等制度と連携させることを検討、二つ目は、景観ガイドラインを策定し、進行管理する地域の主体のあり方の検討、三つ目は、景観アドバイザーや景観まちづくり助成金の有効活用ということを見直しのポイント（案）として挙げさせていただいております。

引き続きまして、ページを二つめくっていただきまして、見直しの方向性の施策④景観重要建造物等でございます。

論点につきましては、景観資源のとらえ方については、新たな景観資源の掘りおこしということで、指定対象の拡充や指定の制度ということで、その制度がそれ以外の可能性があるかどうかといったところを挙げさせていただいております。

また、保存、活用に向けた制度のあり方につきましては、景観資源の保存と活用ということで、例えば価値を高める活用事例の整理や助成制度について書かせていただいております。市民、企業等への広がりということで、協働であったり、景観まちづくりと連動といったことを挙げさせていただいております。

これらを踏まえまして見直しのポイント（案）でございますが、景観的価値のとらえ方の拡大と積極的な保全と活用とさせていただいております。

大きな項目の一つ目ですけれども、新たな景観資源の掘りおこしということで、これまでの指定制度の検証や歴史的価値に加えて新たな景観的価値のとらえ方の検討、資産の周知や活用を促すゆるやかな制度の検討ということで、例えば「好きです。さっぼろ（個人的に。）」との連携などということ挙げさせていただいております。

二つ目は、景観資源の保存と活用ということで、活用方策の類型化やその周知ということが一つと、専門家が関与する仕組みの検討と、活用につながるための資金的な支援策の検討、中・長期的な保存活用計画の作成支援ということ挙げさせていただいております。

最後に、市民、企業等への広がりということでございますが、景観ガイドラインの取組の検討をきっかけとした景観資源の発掘や活用が一つ目です。二つ目は、既知の景観資源の周辺地域における景観まちづくりの取組の誘発というところを見直しのポイント（案）として挙げさせていただいているところでございます。

○事務局（都市景観係長） 以上、見直しの方向性、具体的な施策の4点についてご説明をしたところですが、それらを踏まえまして、今後の見直しの方向性、次のページですが、都市景観基本計画及び景観計画の位置付けについても、少し大枠の部分の話になりますけれども、見直しの方向性について資料を作成しましたので、そちらを説明していきたいと思っております。

まず、都市景観基本計画及び景観計画の位置付け等を整理、再点検しようということでこちらの表を作成しております。

上の部分は、最初の審議会の中で一度整理をしているところでございますが、それを少し改めて整理をして点検をして、現状として考えられる課題ということで下のほうで整理しているところでございます。

上から説明しますと、まず、位置付けについてですが、景観基本計画、景観計画をそれぞれ並べておりますけれども、景観基本計画については、市の条例において位置付けがされております。目標年次は特に設定しておりません。対象区域についても特に記載がない状況になっています。

計画内容についてですけれども、基本計画は、景観形成方針等ということで、札幌市の現状、景観がどのような構成になっているのかということが記載されております。

また、このような景観形成を進めていこうということで、景観形成の基本理念、目標等が設定されているという内容になっています。

また、下のほうでは、計画の推進方策ということで、市民、企業、行政の役割分担、景観形成の各種制度、また、意識の高揚、啓発をしていこうということが整理されているという内容になっております。

こちらの課題については、景観計画の上位計画である都市景観基本計画が景観施策に関する内容を網羅していない、また、計画の進行管理の仕組みがないという課題が考えられ



るということで整理をしております。

右の景観計画に参ります。位置付けについては、景観法及び市の都市景観条例において位置付けがされているところがございます。こちら、目標年度は特に設定されておりません。対象区域としては、札幌市全域が景観計画の中で定める景観計画の区域に指定しているところがございます。

内容ですけれども、主に届出制度に関する部分で、これも景観法に基づいて指定いたします。これは、景観法上、任意で指定することになっておりますが、景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、こちらは景観法で指定することが義務になっている部分になりますけれども、それが定められております。それぞれ方針及び行為の制限は区域ごとに設定しております。札幌市であれば、景観計画区域の通常の区域と景観計画重点区域、都心部の4地区が区域ごとに設定しているところになってございます。また、景観計画の中では、景観重要建造物等に関するそれぞれの指定方針が明記されているということでございます。計画の推進方策ということで関係法令との一体的な施策の展開、また、協働で進める景観づくりという内容が記載されております。

景観計画の課題としましては、都市景観基本計画と景観計画の内容で実際に重複している部分が多々あるということでございます。

次のページに移りまして、都市景観基本計画と景観計画それぞれについて整理をしております。

まずは都市景観基本計画です。

見直しのポイント（案）ということで整理をした上でそれぞれ方向性を整理しておりますが、まず、基本計画の見直しのポイント（案）では、都市景観施策のマスタープランとして、①景観施策全体を網羅した内容とするべきではないか、また、②として、進行管理の概念を追加し、ロードマップや成果指標等の設定を検討すべきではないかということでまとめております。

現状の計画を踏まえまして見直しの方向（案）ということで、それぞれまとめてございます。

まず、目標年次に関しましては、進行管理のための目標年次の設定を検討してはどうか、また、対象区域においては計画の位置付けや景観計画の区域を勘案し、対象区域を明示していくことで、現状は記載なしとなっていますので、はっきりと札幌市全域にするのか、しっかりと書いていくということをまとめております。

また、計画の内容についてですけれども、まず、都市景観形成方針等ということで、こちらについては現計画の普遍的な方針等となりますので、そのまま基本的には内容を継承していき、必要に応じて近年の動向を踏まえて時点修正を行うことでどうかまとめております。

また、真ん中の四角で、施策別の展開方針ということで、届出、普及啓発、景観まちづくり、景観重要建造物等、4つの施策について基本的考え方や施策の展開方針を明示して

いくということでもとめております。

また、計画の推進方策ということで、有効な進行管理のあり方を見据えた上で内容の充実を検討していくということで、ロードマップや成果指標の設定等をしっかりとしていくべきではないかということでまとめてございます。こちらが都市景観基本計画のほうの見直しの方向（案）ということで整理しております。

続きまして、景観計画になります。

見直しのポイント（案）ということで、法に基づく施策展開の根拠としての役割に特化し、内容を再整理してはどうかということでまとめてございます。

景観計画については、景観法の中で、札幌市は、政令市になりますので、自動的に景観行政団体になるのですが、景観行政団体は景観計画を策定することができるということになっておりまして、それを踏まえて景観計画を策定しているところです。

現状というところで、法に基づくものなのか、あるいは法において義務付けがされているものなのか、任意なのかということ整理しております。対象区域については法において義務付けがされております。また、計画内容の届出、景観形成に関する方針については法において任意です。行為の制限に関する事項は、法によって義務になっております。また、景観重要建造物の指定についても、景観重要建造物及び景観重要樹木の2つについては法において義務付けとなっており、札幌景観資産は条例において指定するというので、条例において義務付けがされているものになっております。

また、計画の推進方策ということで掲げている文言については、法、条例の要否については特に記載がないということで、特に法、条例に基づかずに任意で記載しているという位置付けになっております。

それを踏まえまして見直しの方向（案）ということで、まず、目標年次ですけれども、進行管理は都市景観基本計画が担うことから、ここは設定しなくてもいいのではないかとということで整理をしております。

対象区域については、札幌市全域ということで現状と変更なしですが、届出制度の見直しの検討に応じまして、区域の再区分ということも検討していく必要があるということでまとめております。

続きまして、届出制度に関しましては、景観形成に関する方針については、都市景観基本計画の内容を踏まえまして、景観計画への記載の必要性を再整理してはどうかということでまとめております。また、行為の制限に関する事項につきましては、具体の施策を踏まえまして、こちらも再整理を考えるということでまとめております。

続きまして、景観重要建造物等についてですが、景観重要建造物及び樹木の指定方針については、具体の施策の検討を踏まえて再整理をしていくということです。また、札幌景観資産の指定方針についても、具体の施策を踏まえて内容や記載の必要性を再整理していくということで、景観計画の見直しの方向性ということで整理をしてまとめさせていただいたものです。

具体の4つの施策の見直しのポイントとあわせまして、都市景観基本計画、景観計画の少し大枠の部分での見直しの方向性についてもこのような形で整理させていただきましたので、委員の皆様のご意見をいただければと思います。

説明は以上になります。

○濱田会長 ありがとうございます。

かなり膨大にわたっておりますが、お気づきの点からいただければと思います。

ちょっと気がついたのは、細かいところですが、4ページ目に図がございますね。これは、札幌市内部での検討、調整というところから、計画（案）の修正のところへも矢印がつくのではないですか。

○事務局（都市景観係長） そのとおりです。抜けていました。

○濱田会長 いかがでしょうか。

それぞれ論点という部分は、我々がこれまでの審議会で申し上げたことを事務局で受けとめて整理をしていただいて、そこを生かしながらやっていくと右側の見直しのポイントという考え方になるのですが、こういう格好でよろしいでしょうかという投げ掛けでもあろうかと思えます。

少し区切りまして、6ページからの届出のところはいかがですか。

前回は議論になっていましたけれども、こういうことでは困るというブレーキをかけるようなものが中心で、これまでの制度ができていたけれども、いい方向に誘導する、より高いレベルで誘導するということが各委員から出ていたので、それを踏まえて、そこへ踏み込んで見直してみようということです。その結果、どこまで行けるかというのはいろいろ難しいところもあろうかと思えますが、その表れかと思えます。

多分、全体で言うと、こうしていくと事務量がどんどん増えていくので、それでいったときに、従来と同じものでやると大変だから、少しメリハリをつけて、実効性のあるものを中心にきちんとやってというお考えが入っているかと思えます。こぼれ落ちるものに目を向けるか、手の内に残ったものに目を向けるかとあたりとも関連するかと思えます。

届出対象の手續の効率化、簡略化というところに関して言えば、札幌市では、市民、事業者を含めてこれは当たり前だということでクリアできているから、さらにそれ以外のところへという方向性もお考えになっているような雰囲気を受けておりましたが、いかがですか。

○坂井委員 届出ということだけでなくもよろしいですか。

今日はちょっと時間が短いようですので、後ろから行きます。

いよいよ15ページと16ページに、結局、何をするのかという目次が示されましたので、これについて聞きたいと思えます。

都市景観基本計画と景観計画の両方を修正するに当たって、16ページの計画のビフォー・アンド・アフターを見ると、推進方策が前のページの基本計画に移ったという大きな考え方でよろしいのですね。そうしますと、15ページに行って、見直しの方向というと

ここで4つの具体的な施策ということは、ここのところは何度か説明していただいて、今日も随分とまとまってきましたので、個別なことはいいと思うのですが、計画の推進方策というところが非常に大きなコンテンツになるのではないかと考えています。

今まではなかなか議題にあがってこなかったような気がするのですが、どんなふうにお考えなのでしょうか。

多分、大きな話なので、こうだとは言えないと思いますが、この推進方策は、今度の5月に見せていただけるということですのでよろしいでしょうか。

○事務局（地域計画課長） ご質問、ありがとうございます。私のほうから申し上げます。

今ごらんいただいている15ページのスライドです。

左側に載っている計画の推進方策というのは、今の基本計画の推進方策ですね。見出しが三つありますが、実は、内容はほとんど書いていなくて、協働が大事だとか、啓発が大事だとか、観念論しか書いていません。逆に、景観計画のほうにその役割の考え方をもう少し細かく書いていて、それでも内容がすごく薄いので、見直し時期については、坂井委員がおっしゃられたとおり、すぐに見直して施策に結びつけられるものと、徐々に充実させていくものは当然あると思いますから、今までの4つの議論ですね。今、右側に入っている施策別の展開方針の中にもロードマップ的な施策の展開的な内容は当然出てくると思っています。ですから、最終的に3部構成にするということを決めたわけではなくて、問題意識として、今書いてある計画の推進方策が非常に薄いので、そこに厚みを持たせながら、施策別の展開方針も充実させていくということで、最終的には二つの章が一つになるかもしれないですし、そこは次回までに我々も中身の考え方を整理し、次回、できれば、役割分担（案）もしくは構成（案）ということで予告だけさせていただきましたけれども、そこら辺の議論を深めていきたいと思っております、まさしく委員のおっしゃられたとおりでございます。これからしていきたいと思っております。

○坂井委員 今までの4つの具体的な施策について、その進め方という内容だと思ってよろしいですね。

いろいろなまちの都市景観基本計画や景観計画を見ても、前段の方針や理念は最初の出だしのほうでつくれるのですけれども、結局、皆さん、最後の推進方策がなかなか書けずに、特に第1段として、行政団体になるときのものは、ここがほとんど薄っぺらというのはどこもそうですけれども、札幌市はフォアランナーとして走り出していて、もう10年もの実績がある中で、ここの部分が勝負だと思うのです。ここをどのぐらい書けるかによって、今までやってきたことを検証し、だから、このぐらいはできるだろう、これはやっぱり難しいかもしれないということを見据えて、推進のところが深度化されていないと、今日説明していた課題があるからということでやって、重複しているからとか、仕組みがないからというところはファーストステップで、それ以上に行くためには、ここの推進方策は非常に大事なもので、何も長くなる必要はないと思うのですが、ここの充実をお願いしたいと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

私も大賛成で、あるべき議論というのはいろいろなところで議論されております。それを具体的にこうやっています、こういう志向でやりつつありますというあたりが少し具体的に述べられていくと違って来るだろうと思います。まさに、4つの具体的施策が明確になってくればそれをどのように進めるのかということに当然なるわけで、それをやるのが重要ですよという部分で終わってはい困るということだと思います。課長がおっしゃったように、できることとできないことがありますので、まず、ここはこういうふうにやっぺいこう、ここは少し時間をかけようというのがまさにロードマップの部分だと思います。期待しながら議論をしていければと思っております。

ありがとうございました。

時間が限られていますので、個別にやっていったらオーバーしそうですから、どこからでもということに仕切り直しをしたいと思います。よろしくお願いします。

特に、景観法ができる前からスタートして動いていたものと、法ができたのでというあたりで、今回見直すべきだろうというところは絶対あるのですが、わかりにくくなっていると思います。都市景観基本計画と景観計画の役割と違いみたいなことですね。そういう意味では、重複の部分とかいろいろなところを整理されていくというのは必要なことだと思います。

○坂井委員 10ページにガイドラインのことがいろいろと書いてあります。私が前からの議論を忘れていただけだと思うのですが、今から担保する方法を考えるということですが、このガイドラインで決める内容は具体的にどういうことですか。建築の形態とか、緑化率とか、そんな感じのことでよろしいのでしょうか。どんなイメージですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今、地域の方々と路面電車の沿線で具体的に取組をしているものがあるのですが、その中では、今、委員がおっしゃられたようなハード的なルールもありますし、それとは別にソフト的な活動の部分も盛り込んでいきたいと考えております。ただ、それをどういうふうに制度に落とし込むかということはまた別の問題があると思っております。一旦作ったものはそういうものですが、それをどういうふうに制度に連携させていくかというのは、これからじっくり考えていかなければいけないと思っております。

○坂井委員 札幌市は、地区計画が日本でナンバーワンですので、景観的な土地利用などとリンクさせたといっぺ日本でも話題になるほどのことをやっぺいらっしゃる市ですので、その地区計画でできないことをやろうとしているわけですね。ですから、その差別化とか、どこにぶら下がるのかということももちろん整理されるのだと思うのですが、わかりやすいように整理していただければと思います。

○廣川委員 今のガイドラインの話だけでも、市電という言葉ですか。路面電車と言っぺいましたか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 路面電車の沿線で、特にロープウェイ入口電停の

ところで、地域の方々に何度か集まっていたいております。

○廣川委員 前に調査したものです。ロープウェイまで調査したときのガイドラインと何の関係あるのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 調査をしたものというのが、すみません、どういったもののことでしょうか。

○廣川委員 あそこの町内会でやりましたね。電停についてです。それを言っているのですよ。これは、地域のガイドラインとの整合性は何かあるのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 地域と一緒にガイドラインをつくりまして、それをただ地域でつくったというだけでは実効性が余り出てきませんので、それをどういうふうに条例の制度等で位置付けてやっていけるかということを考えていきたいということです。

○廣川委員 気持ちはわかるのだけれども、地域のガイドラインも自分のところにあるのだけれども、しばらく本棚の中に閉まってしまって、つくったときは、大分昔にそれをつくって予算もかけてやったんだけど、今、現実になって、当たり前ですが、なし崩しみたいになってくるし、時代も変わってくるし、交通体系も変わってくるし、いろいろあるので、そういう意味でよくわからなかったのです。その地域のものも組み込んでいくのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そういった地域のことを景観的にどういうふうに制度の中で消化していったって、景観の施策でやっていけるかどうかということです。

○廣川委員 よくわからないけれども、いいです。余り突っ込むような話ではないからね。

○濱田会長 多分、見直しのポイントのところでは法や条例に基づく既往制度だけではなく、ゆるやかなと言っていますね。まさにルーズコントロールですけれども、多分、法律でがちがちというところではないところで、地域で取り組めるやわらかな仕組みが何かあったほうが地域と一緒にやれるのではないかと思います。

まず、そのためのツールを具体でつくっていかうということです。それを届出制度などとうまく連動させていくと、事業者と地域住民と行政が一緒になって、こういうふうになってよくなったよということを実感したり確かめたりできるので、そんな動きにつなげていきたいということかと受けとめていました。

多分、斉藤委員もお詳しいかと思うのですが、町村で景観条例でがちがちで法律でやっていないけど、地域でルールを持っていると、そこで事業をする事業者の心構えなどが若干違ってくるのです。ニセコ町もそういう例ですけれども。事業者が地域で事業をやりたいと来られたときには、まず行くと、うちは法的な規制力はないにしても、こういうルールを町民と一緒につくっていますからということできちんと伝えることで、このまちがそういう意識があってやっているのだったら、そういう意識があってやっているのだったら、その金もうけで何でもできるとはできないのだなという歯どめになったり、そこに法的に禁止されているという一文があるわけではないのですけれども、そういうようなことも聞

いております。多分、ゆるやかなとさりげなく入っているあたりは、そのことかなと思って受けとめておりました。

齊藤委員も、いろいろな町村でルールなどをやられていますね。

○齊藤委員 そんなに詳しくはありませんけれども、例えば、そういう場があるとか、何回もそういうことをめぐって住民が会議を開いているとか、ルールができるころまで行かなくても、そういう動きがあるだけで、ある一定の敬意を払って、地域に入ってくる事業者も多くなると思いますし、そこに住んでいる人たちに対する意識付けという点でも僕は、効果があると思っています。

何回も言うのですけれども、景観というと、すぐにルールづくりで規制してということ嫌われるのですが、ルールをつくらうということではなくて、そういう話し合いをみんなで行うんじゃないか、それでいろいろと気づくこともあるし、また、そこから新しい動きも出てきますから、そういうことがまず大事だというお話をしております。

今日の資料を見せていただいて、年度の最後としては大体こういうまとめ方になるのだろうなと思いました。私が発言したのも整理していただいております。ですから、これから、この見直しのポイントがどれだけ計画に反映されるかという期待度が大きいわけですが、これがどういう形で計画としてできていくかということに関しては、本当にまたしっかりと議論をしなければいけないと思います。

この見直しのポイントは、いいところを全部押さえていると思いますので、これからの作業は大変だと思いますけれども、お願いしたいと思います。

○濱田会長 前回の議論とも共通するのですが、ここをここまで書いて取り組もうとされる心意気は評価すべきだと思います。一緒になって答えを出していくというふうに、審議会のメンバーも一緒になって頑張らなければだめかなと感じておりました。

○坂井委員 16ページの景観計画で、これからの話だと思うのですが、見直しの方向(案)の中で、もしやるのだとしたら、一番大きなのは対象区域の再区分の必要性も検討とあると思いますが、検討が必要だということになった場合、膨大な作業量が出てくるような気がします。

膨大なのというのは、都市マスとか、立地適正化とか、今、いろいろな計画を練り直しているところなので、それと一緒にやるのか、そもそも区域というのは、特定の区域を考えていらっしゃるのか、もっと一般的な区域ですね。商業だったらその区域というそっちの区域なのか、どっちなのかによるのですが、どちらにしても、この必要性も早々に検討されるということによろしいでしょうか。

○事務局(都市景観係長) 都市計画の区分との連動ということも当然ありますし、地域まちづくりで見えてくるもの、あるいは景観阻害要因となっているものへの効果的なということも含めて、現状をきちんと検証した上で段階的に考えていく必要があると思っています。特に、ここということまで今は決めていけない部分もありますけれども、現状を把握した上で、成すべきことを成していくという形かなと考えております。

○坂井委員 私も、このエリアですと示していただきたいわけではないですけども、どのタイプなのかということです。今おっしゃっていただいたのも三つぐらいタイプがありますね。用途地域でやるのか、問題のあるところでやるのか、特殊なところでやるのかというその柱立てだけでも、それによって仕事量は変わってくるのだらうという気がします。

○事務局（地域計画課長） 補足ですが、まだはっきりとしたイメージがないので、今後、検討しながら、再度ご相談させていただきたいと思います。

今、6 ページで届出のスライドを見ていただきましたけれども、左の論点は、前回見ていただいたものです。今までの審議会の議論の中では下から2番目の届出対象のところと、市街地の特性、区分に応じて届出対象も変わってくるのではないかということです。今のルールは、これまでご説明したとおり、高度地区、高さ制限だけがメジャーになっていて、そこに応じて届出対象に網をかけているわけですが、高さというフィルターだけではなくて、例えば郊外の住宅地、委員がおっしゃられたように、拠点的な場所、景観への影響というのは、場所、特性に応じて変わってくるので、届出対象の考え方を導入することもあるのだらうと思います。これは、これまで出た議論の一つです。

仮に、これを実現するとすれば、景観計画のほうで区域どり、届出対象で言うところの拠点はここです、ここがこうですということをやらなければいけないので、少なくとも、今の市域全部が一つの区域ではないのだらうという意味合いで、一旦、仮置きで書かせていただいた内容です。

坂井委員から都市計画マスタープランも見直し中であるというお話もありましたけれども、最初の段階で情報提供させていただきましたが、同時並行で動いています。今まで議論の様子を一度もご紹介できていないのですけれども、都市計画マスタープランも、明日、年度の取りまとめの議論があるものですから、できれば、次回のタイミングぐらいにはこんな議論が入っていますということと並行で業者は議論を進める必要があると我々も思っていますので、内容については情報提供させていただきながら進めていきたいと思っています。

○坂井委員 ありがとうございます。

景観計画の見直し、両方の計画の深度化という言い方をさせていただきましたけれども、景観計画については深度化がそのポイントになると思うのです。前回は、札幌市全部で、丘陵がこういうところにあって、主要な駅がここにあってという七つぐらいのカテゴリーの絵は、先ほど申し上げた行政団体になるときの最初のステップだと思っていて、次のステップに渡るためには、一般的にはそのように見えるけれども、よく見ていくともっと違うものがあるという深度化された図もしくはエリアを洗い出さないと、景観計画の見直しは整理に終わってしまうと思います。そのあたりをぜひお願いしたいと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

鈴木委員、いかがでしょうか。

特に、観光の現場で、来られた方の評価とか印象などと直結するようなどころでのお仕



事も多いかと思えます。

○鈴木委員 この前の議論に参加できず、大変申し訳なかったです。

多分、年度末の、来年度に各論が決まるという方向性としてこのまとめを聞かせていただいたので、こういう流れなのだろうなと思いつつ、各論がわからなくて本当に許していただきたいのですが、観光客の方がインバウンドも含めて一番歩いているのは、時計台の周辺とか、札幌駅から北大にかけて歩いていくのですけれども、余りにひどい看板も多いし、余りに醜悪な建物も多いです。そこを云々というのは、届出の変化で言うと、阻害要因だから何とかしてくれという届出ができるようになるのか、その辺の各論がちょっとわからないのです。例えばシンガポールなどのちゃんとやっている国に比べると、余りに恥ずかしいまち並みです。特に、シンガポールのお金持ちの方は、今、たくさん来てくださっていますが、札幌は余り魅力がないのでほかのまちへと次に行く傾向はありますし、ホテルの問題もありますけれども、札幌での滞在時間が伸びませんので、そこは何らかの施策は必要かなと個人的には思っています。

どうしたらいいというのはわからないのですけれども、歴史的な建造物も、点ではあるのですが、お客さんは点には行かないのです。その周辺にストーリーがないと、そこに行く意味は全く出てこないのです。ちょっと残念だなと感じています。

○濱田会長 まさにその辺のことを言うていただくお役目かと思っております。ありがとうございました。

○梅木委員 1週間ぐらい前にベトナムに行ってきたのですけれども、汚いというか、シンガポールとは全然違うまち並みですが、ここは緑に助けられたまちだなということをつくづく感じて帰ってきました。

まち並みとしては、雑然としていて、雑多な感じもして、でも、すごくパワーがあって、緑は圧倒的な量だなと感じて帰ってきました。それがすごく印象的でした。

ですから、札幌も、緑に関して、まちの中の通りの緑とか、この前も話の中にありましたけれども、街角のどこかの緑をもっと取り入れるような方向に持っていけたらいいかなという感想です。

○濱田会長 ありがとうございます。

○小澤委員 私も欠席がちで申しわけありません。

改めて見させていただくと、来年度の新計画に向けた一つのロードマップということで、今、お話にも出ていたように、区域の見直しなど、大変な作業だと思います。詳しい話は出ていませんでしたが、景観重要建造物とか樹木などの指定方針を決めなさいということで、膨大な作業になってくると思うのですけれども、今までこういうふう運用されてきた制度とかガイドラインのようなものもつくられているのがありますので、それが実効性という点でどうなったのか、限られた時間で審議できるように、ポイントをつまんでプレゼンテーションしていただきたいと思えます。

○濱田会長 実は、過去の中では、届出制度はこうでした、こういう限界があるので課題

だというあたりの説明はありながらでした。

先ほど、届出制に関しては、物差しが高さだけだけれども、それだけではうまくコントロールになっていないようだから、それを見直そうかみたいな議論になっていたという関係ではあります。

○小澤委員 ここ何年かで、まち中の状況はいろいろ変わったと思いますし、我々も、一部、私が個人的にかかわったものもあるのですが、実際にどうなっているのか、把握できていないところがあります。せっかくの機会ですので、しっかりレビューしていきたいと思っております。これは感想です。

○濱田会長 大学等の研究機関から、できればその辺を研究者が少しフォローして、追跡調査をして行政に少し突きつけるというあたりをうまく役割分担できればなと思います。行政の中で細かいところのフォローをまめにやるのはルーチンワークの中では難しいところを研究機関なりがやっていただけるとうれしいと思います。

○小澤委員 そういう情報を若干前倒し気味に出していただけると、いろいろご協力もできるのではないかと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

八木委員、いかがでしょうか。

いろいろなものを市民に伝えるという役割で、仮に計画がこういうふうになっていったときに市民がどう受けとめていくかというところは、ご専門の部分と関係があると思います。

○八木委員 ただいまご発表いただいたことに関しましては、この数年、ずっと議論を続けてきたことや、いろいろな議題に対して各委員からの意見なども聞かれて、一生懸命改善されて何度も何度も推敲されて出てきたものがこれだけのボリュームになったのだと思います。ですから、この全てについて市民に伝えるのは難しいと思います。

これらのことを進めていく上で、去年の今ごろも言ったと思うのですが、優先順位を何にしてどう進めていくかということが大事かと思います。1年はあっという間にたってしまうので、何をなすべきかということをおの中で整理していく必要があります。

また、進行管理のために目標年次を設定していくということもそうですけれども、この前の会議のときに申し上げたことで、2030年に新幹線が札幌に延伸することに決まりましたね。そのときに札幌のまちはどういう姿になっていくのか、どういう姿にしたいのかということをおこれまでの計画に付け加えて、15年後の札幌の姿を札幌市が市民に明示する。そのためには、来年、こういうことをやりたいとか、5年間でこういうことがやりたいと伝えるほうが、一般の市民にはすごくわかりやすいと思うのです。

2030年に札幌まで延伸すれば、まさに九州から北海道まで大動脈で新幹線がつながって、その終着駅、始発駅として札幌が重要な都市になるのが見えてきたとき、そろそろ何年後だけれども、どうしようかとは言っていられなくて、この15年をかけて考えていかなければならないことだと思います。

そして、その4年前に、2026年に冬季五輪の誘致もするということが発表されています。それも、札幌市としてやると言ったからには、この後、選挙もあります。その五輪をやるかやらないか今はわからないからではなくて、2026年には札幌オリンピックをやり、その4年後には新幹線が来ます、といったかなり大きな目標の中でまちをどうしていきたいかというもう一つ大きなプランを立てて、それを明示していただければと思います。

これは、いろいろなことがら、インフラを整備する必要がある。市民まちづくり局全体とか、交通局とか、一つの部署ではないのかもしれないですけども、都市景観という意味でも、札幌駅の周辺がどんな姿になっているか——ここ数年の金沢駅周辺の動き方や景観の整備などを見て来ても、私は故郷なのでその機会があったのですが、金沢では早くから地域が頑張ってまちづくりを進めています。そういう中長期的な観点を、もう一つ加えてもいいのではないかと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

私も、今回の金沢の新幹線の一連の動きを見ていたら、新幹線が来たというときにはちゃんと対策がされていました。新幹線が来て、さあ、どうしようでないというあたりは、地域の力を感じながら見ていました。まさにそうだと思いますね。ある意味で市民と行政が目標を共有しながらやっていくということですね。

先ほど鈴木委員もおっしゃったように、レポートで来る観光客の方が、以前はこうだったけれども、こんなによくなったとなると、応援したくなるという格好にもなると思います。そのプロセス自体がもう評価されるというやり方もあろうかと思いますので、ぜひできそうなところからできればと思っております。

今日の議題は、今日に議論をして結論を出すというものではございません。今後、この議論を重ねていきますので、こういう方向でよろしいでしょうかということです。

委員の皆さんのご意見を聞くと、方向なりポイントなりに関してはオーケーだけれども、実際にやるとなると大変ですよという部分と、具体のところできちんと落とし込むところのメリハリをつけてお願いしますという2点かだと思います。一旦、こういう格好でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○濱田会長 最後に、若干の情報提供があるようなので、お願いしたいと思います。

○事務局(地域計画課長) 本日はご議論をありがとうございました。

今、会長におまとめいただきましたとおり、今回、ひととおりの論点を整理させていただきましたので、引き続き、また次年度、計画策定に向けて検討を進めます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで1点だけ事務局から情報提供をさせていただきます。

○事務局(都市景観係長) 普及啓発イベントの開催ということで、情報提供をさせていただきます。

毎度毎度、市民メンバーに入ってもらって、「好きです。さっぽろ（個人的に。）」運営委員会でイベントを企画しているところですが、今回も、ちょっと直近ではあるのですが、今週末の土曜日にイベントを開催いたします。

一つは、「さっぽろまちクエスト～市電沿線謎解きラリー～」ということで、下に書いていますけれども、答えは景観の中にあるということで市電沿線に謎を設置して、これはスマートフォンのアプリを使ってやるのですが、その場所に行くと問題があらわれて、それを解いていきます。それを解きながら、まち中の景観に対する関心、興味を呼び起こして、楽しみながら景観まちづくりに対する意識を醸成するということで、試験的な形でやりたいと思っているイベントです。

もう一つは、引き続き、チ・カ・ホの北2条広場で、「好きです。さっぽろ（個人的に。）」のトークフォーラムを行いたいと思っています。今まで、「好きです。さっぽろ（個人的に。）」で3年間やってきた中で、いろいろと関わりのあった市民や事業所の方々に景観に係る取組をいろいろやられていますので、その取組についてお話しただいて、市民の個人個人のレベルで景観まちづくりにかかわっていくヒントを一緒に考えていくというテーマでお話ししていきたいと思っています。

告知期間が短いのですが、そのようなことで開催したいと思いますので、ご参加、あるいは周辺の方にご周知いただければと思います。

以上です。

○濱田会長 ありがとうございます。

○廣川委員 これは来年もやるのですか。

○事務局（都市景観係長） 来年というのは、イベントですか。「好きです」の取組ですか。

○廣川委員 もっと言うと、何で3月27日にやるのですか。こういう時期をわざわざ選んでやるのはなぜですか。

○事務局（都市景観係長） まち歩きの方は、少し暖かくなってきてからのほうが良いと考えました。もともとやる予定をしていました。

○廣川委員 ちがった見方をすると、予算消化みたいになるよね。何でコートを着て歩かないといけないのか。沿線を歩くにしても、時期がどうかなと思います。季節感というのかな。

○事務局（都市景観係長） 市民メンバーで企画していることもあり、実際にはずれ込んでいるところがあります。

○廣川委員 花も何もないときに、街路樹もどこがどこかわからないけれども、町内会でもやっているじゃないですか。そういうものがないときに沿線を回るといのはもったいないよ。

○濱田会長 皆さんそれぞれ予定があるでしょうけれども、そのときの様子はネット上か何かで見られるようになっているのですか。

○事務局（都市景観係長） 今回のトークイベントについて、ユーストリームで映像を流す予定です。後で見ることもできるようにしたいと思います。

○濱田会長 せっかくなので試みをされていることが多くの方に伝わればと思います。廣川委員からありました開催時期のことも含めて、ご検討いただけるとよろしく申し上げます。

それでは、一旦、閉じたいと思います。

### 3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 以上で本日予定の内容は全て終了でございます。

議事録についてですけれども、毎回同様、各委員に事前に内容をご確認いただいて確定し、その議事録をホームページで公開させていただきます。また、委員の皆様宛てには郵送で議事録をお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今年度の景観審議会が本日が最後でございます。1年間、どうもありがとうございました。また、来年度の日程が確定しましたら改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成26年度第5回都市景観審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上

平成26年度第5回札幌市都市景観審議会出席者

委員（8名出席）

梅木 あゆみ	(有)コテージガーデン 代表取締役
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院准教授
斉藤 浩二	(株)キタバ・ランドスケープ代表取締役
坂井 文	北海道大学大学院工学研究院 准教授
鈴木 宏一郎	(株)北海道宝島旅行社代表取締役社長
濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
廣川 雄一	札幌商工会議所都市まちづくり委員会委員長 (株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長)
八木由起子	(株)コスモメディア編集長局長